

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準についての一部改正について

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について（平成30年1月29日入札審査委員会承認）の一部を次のように改正する。

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準についての一部改正新旧対照表

新	旧												
<p>2 上記要綱の運用基準</p> <p>秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第4条第2項及び第7条第2項に規定する運用基準については、県内建設業を取り巻く社会情勢を考慮して、当分の間、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 工種及び工事費（第4条第2項関係）</p> <p>技術的難度にかかわらず、次の工事については原則として特定建設工事共同企業体へ発注するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">格付工種</th> <th style="text-align: center;">発注工事種別</th> <th style="text-align: center;">工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)・注2) 略</p> <p>注3) 平成33年3月31日までに入札公告等を行う一般土木工事であって、災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類するもの（<u>「災害復旧工事等」という。以下同じ。</u>）に関するこの表の適用については、同表の一般土木の項中「1.5億円」とあるのは、「3億円」とする。</p> <p>注4) <u>平成33年3月31日までに入札公告等を行う災害復旧工事等以外の一般土木工事であって、入札が不調となる蓋然性が極めて高い場合（当該工事に近接かつ類似する工事の入札が不調となった直後に入札公告を行う場合等に限る。）に関するこの表の適用については、同表の一般土木の項中「1.5億円」とあるのは、「3億円」とすることができる。</u></p> <p>(2) 構成員の入札参加要件（第7条第2項関係） 略</p>	格付工種	発注工事種別	工事費	略	略	略	<p>2 上記要綱の運用基準</p> <p>秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第4条第2項及び第7条第2項に規定する運用基準については、県内建設業を取り巻く社会情勢を考慮して、当分の間、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 工種及び工事費（第4条第2項関係）</p> <p>技術的難度にかかわらず、次の工事については原則として特定建設工事共同企業体へ発注するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">格付工種</th> <th style="text-align: center;">発注工事種別</th> <th style="text-align: center;">工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)・注2) 略</p> <p>注3) 平成33年3月31日までに入札公告等を行う一般土木工事であって、災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類するもの_____に関するこの表の適用については、同表の一般土木の項中「1.5億円」とあるのは、「3億円」とする。</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(2) 構成員の入札参加要件（第7条第2項関係） 略</p>	格付工種	発注工事種別	工事費	略	略	略
格付工種	発注工事種別	工事費											
略	略	略											
格付工種	発注工事種別	工事費											
略	略	略											

附 則

- 1 この通知は、平成31年2月14日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、平成31年2月14日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積書の徴収をいう。以下同じ。）を行う建設工事から適用し、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。